

大浦浄苑基幹的設備改修工事 プロポーザル実施公告

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合（以下「組合」という。）は、大浦浄苑基幹的設備改修工事に係る設計・施工事業者（以下「事業者」という。）を選定するため、次のとおりプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による参加者の公募を行います。

大浦浄苑基幹的設備改修工事（以下「本件事業」という。）に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、「大浦浄苑基幹的設備改修工事 プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）を熟読し、その内容を十分に理解した上で応募すること。

令和 7 年 11 月 7 日

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合
管理者那智勝浦町長 堀 順一郎

1 提案公募に付する事項

（1）工事名称

大浦浄苑基幹的設備改修工事

（2）工事場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1054 番地 9

（3）工事期間（工期）

令和 7 年度～令和 10 年度予定（4 か年継続事業）

着工：令和 8 年 3 月下旬予定（工事請負契約締結日から）

竣工：令和 11 年 3 月 30 日

（4）入札方式

プロポーザル

（5）請負事業者の決定方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に基づき、価格及び価格以外の要素を総合的に評価し、組合にとって最も有利な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。その後、当該優先交渉権者との随意契約を締結する。

（6）予定価格

予定価格は事前に公表せず、随意契約の締結後に公表する。

(7) 最低制限価格
設定しない。

(8) 入札保証金に相当する保証金

本件事業は競争入札によらないため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 の規定に基づき、入札保証金の納付を免除する。

(9) 契約保証金

優先交渉権者が工事請負契約を締結する際には、地方自治法施行令第 167 条の 10 の規定に基づき、契約金額の 10 分の 1 以上を契約保証金として契約締結日までに納付すること。

ただし、同条に基づき、信用保証事業会社の保証を付する場合その他組合が認める場合には、契約保証金の納付を免除することができる。

(10) 議会の議決

本契約は、組合議会の議決を経た後に効力を生ずる。

(11) 支払条件

前払金：あり、部分払：あり

(12) その他

本公告に記載のない事項は、実施要領による。

2 事業内容

(1) 本件事業の概要

ア 目的

組合が管理・運営する「大浦浄苑（し尿処理施設）」（以下「現施設」という。）は、平成 5 年 6 月～平成 8 年 3 月に建設（計画処理量 37kL/日：し尿 17kL/日、浄化槽汚泥 20kL/日）され、平成 8 年 4 月より稼働している。処理方式は高負荷脱窒素処理に高度処理設備を組み合わせ、発生汚泥は乾燥後に焼却処理している。

供用開始から 29 年が経過し、老朽化に加え、浄化槽人口の増加により計画処理量を超える搬入や、し尿比率の低下・性状変動が生じ、効率的運転に限界がある。このため、新技術導入とストックマネジメントの考え方に基づき、令和 3 年度策定の長寿命化計画で「延命化」が有利と判断し、基幹的設備改良事業を実施して令和 29（2047）年度までの延命を図ることとした。本件事業は、環境省「循環型社会形成推進交付金（既設廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）」（以下「交付金事業」という。）を活用する。

本事業においては、事業実施前と比較して 二酸化炭素排出量を 20%以上削減することを目標とする。

また、事業の遂行にあたっては、長寿命化計画、整備基本計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、汚泥再生処理センター性能指針 等の関連計画・指針を遵守し、以下の事項に十分配慮すること。

(ア) 公害防止基準の確実な達成

- (イ) 周辺環境との調和
- (ウ) 立地条件を踏まえた計画性の確保
- (エ) 経済性及び事業費の効率性
- (オ) 安定した処理機能の確保

施工にあたっては、施設稼働を継続しながら、搬入・搬出車両の通行確保を最優先とした施工計画を立案・実施すること。

なお、発注方式は 設計・施工一括発注（性能発注方式）とし、事業者は し尿処理に関する高度な技術とノウハウを最大限に発揮すること。

イ 対象となる施設の種類

し尿処理施設

ウ 現施設（本件事業前）の概要

施 設 名		大浦浄苑
施 設 所 管		那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合 (構成町：那智勝浦町、太地町)
施 設 所 在 地		〒649-5339 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋1054番地9
計 画 処 理 能 力		37kL/日 (し尿：17kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日)
建 設 経 過	着 工	平成5年6月
	竣 工	平成8年3月
	増改造等	無し
処 理 方 式		水処理：高負荷脱窒素処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着） し渣・汚泥処理：し渣、汚泥ともに焼却→焼却灰→埋立処分
放 流 先		海（森浦湾）

エ 事業範囲

事業者が行う主な設計・施工業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な設計・施工業務の範囲については、要求水準書を参照する。

(ア) 事業者は、組合と締結する工事請負契約に基づき設計・施工業務を行う。

また、本件事業を行うために必要な許認可の手続きを行う。

(イ) 設計・施工業務の範囲は、機械・配管設備工事、電気・計装設備工事、土木・建築工事等の実施設計及び施工とし、本件事業に必要なものすべてを含む。

(ウ) 事業者は、本件事業に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き（必要に応じて）、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

オ 交付金対象事業

本件事業は、交付金事業として実施するため、指定された期日までに交付金対象に係る出来高を達成する。なお、各年度の出来高については、契約時の協議により定めるものとするが、年度途中において次年度以降への一部繰越し、又は次年度以降分の繰り上げの必要が生じる場合は、適切に対応する。なお、このことによる契約金額の変更は行わない。

(2) 本件事業の概要

実施要領に記載のとおり

3 事務局

本件事業の公告から優先交渉権者選定手続き等に係る事務局は、次のとおりである。

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合

〒649-5339

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1054 番地 9

TEL：(0735) 52-2325

FAX：(0735) 52-6618

E-mail：nataitikumi.mol@miracle.ocn.ne.jp

4 公募要項の配布

「実施要領」、「様式集」（Ⅰ及びⅡ）、「優先交渉権者選定基準」及び「要求水準書」を合わせて、「公募要項」と言う。

(1) 配布期間：令和 7 年 11 月 7 日（金）から令和 11 月 27 日（木）9:00～16:00

（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 配布場所：事務局

(3) 交付資料：公募要項は、CD データファイルにより受け渡す。（「実施要領」及び「様式集Ⅰ」は除く。）

(4) その他

ア 参加希望者を対象に交付する。

イ 公募要項の受取に際しては、事務局に電話にて連絡し、交付を受けるための事前予約を行うほか、身分証明書（社員証又は保険証。名刺は不可。）を持参すること。

5 事業者の公募・選定スケジュール

事業者の公募・選定スケジュールは、次表に示すとおりである。

整番	項 目	期 間（予定）
①	プロポーザル公告	令和7年11月7日（金）
②	プロポーザル実施要領・様式Ⅰの公表	令和7年11月7日（金）～11月27日（木）
③	公募要項の交付	令和7年11月7日（金）～11月27日（木）
④	第1回質問受付（プロポーザル実施要領・様式Ⅰに関する質疑）	令和7年11月10日（月）～11月14日（金）
⑤	第1回質問回答期限（プロポーザル参加資格確認申請書類に対する回答）	令和7年11月18日（火）までに回答
⑥	プロポーザル参加表明書・プロポーザル参加資格確認申請書の受付	令和7年11月19日（水）～11月28日（金）
⑦	一次審査（プロポーザル参加表明書・プロポーザル参加資格確認申請書の確認）	令和7年12月1日（月）
⑧	プロポーザル参加資格確認結果の通知	令和7年12月2日（火）までに通知
⑨	資格審査結果に関する説明要求の受付	令和7年12月3日（水）～12月11日（木）
⑩	現地見学会申込受付	令和7年12月3日（水）～12月4日（木）
⑪	第2回質問受付（公募要項に関する質疑）	令和7年12月3日（水）～12月11日（木）
⑫	現地見学会の実施	令和7年12月5日（金）～12月9日（火）
⑬	対面的対話受付	令和7年12月18日（木）～12月19日（金）
⑭	第2回質問回答（公募要項に関する質疑）	令和7年12月17日（水）までに回答
⑮	資格審査結果に関する説明要求の回答	令和7年12月19日（金）までに通知、送付
⑯	対面的対話の実施	令和7年12月22日（月）～12月24日（水）
⑰	対面的対話議事録の通知	令和8年1月7日（水）までに通知
⑱	提案図書の提出	令和8年2月2日（月）まで
⑲	二次審査（基礎審査）	令和8年2月3日（火）～
⑳	二次審査（提案書審査） 提案書のプレゼン・ヒアリング・提案書の評価 点化審査	令和8年2月下旬（予定）
㉑	参考見積書の提出	令和8年2月下旬（予定）
㉒	参考見積書の開封・提案価格の評価点化	令和8年2月下旬（予定）
㉓	総合評価点の算定・最優秀提案の選定	令和8年2月下旬（予定）
㉔	優先交渉権者の決定・通知	令和8年3月上旬（予定）
㉕	審査結果の公表	令和8年3月上旬（予定）
㉖	優先交渉権者との契約交渉	令和8年3月上旬（予定）
㉗	工事請負仮契約の締結	令和8年3月中旬（予定）
㉘	組合議会の議決	令和8年3月下旬（予定）
㉙	工事請負契約の締結	令和8年3月下旬（予定）

※ 整番㉔以降の日程については、確定次第、改めて通知する。また、上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を参加希望者又は応募者に通知する。

6 留意事項

(1) 申請書類及び提出図書等の作成・提出、現地調査、プレゼンテーション及び個別ヒアリング等、今後、工事請負契約締結日までに必要な費用は、全て参加希望者又は応募者の負担とする。ここで、応募者とは本件事業の参加資格を有すると認められた参加希望者とする。

(2) 守秘義務、利益相反及び失格条件

ア プロポーザルに関して知り得た他の応募者の提案内容や技術情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。

イ 選定委員やその所属機関等との間で利益相反に該当する行為を行ってはならない。

ウ これらに違反した場合、又は実施要領で定める失格条件に該当した場合は、審査対象から除外し、優先交渉権者としての選定を取り消すことがある。

(3) 本公告に記載がないもの（守秘義務、利益相反及び失格条件等の詳細を含む。）は、実施要領を参照のこと。

以上